

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点

1. 農林水産省**1. 全体として及び漁業法**

- ① 農林水産省全体としては、申請書類・届出書類の提出の電子化につき、政府方針を踏まえて実施するとされている。一方、例えば、漁業法の都道府県知事の許可に関しては、電子申請の導入や添付書類の見直しへの対応が地方任せに過ぎるのではないか。

（参考）農林水産省基本計画 漁業法（抄）

以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。

- ① 書類の押印の省略が可能かどうか検討し、省略が可能な場合にはその旨をウェブサイト等で周知する。
- ② 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する。
- ③ 申請等の事前相談及び提出をメールで行うなど、手続の電子化を推進する。
- ④ 提出書類申請書の記載例をウェブサイト等で周知する。

2. 国土交通省**1. 全体として**

- ① 国土交通省として、都道府県知事に係る事務を含め、一本化した電子申請窓口の創設につき、検討すべきではないか。

2. 道路運送法

- ② 「旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出」（40,822 件/年）につき、1 件あたりの作業時間が 92.3 時間（総行政手続コスト約 376 万時間）とあるが、事業者は、提出までに具体的にどのような作業を行う必要があるのか。定期的な報告で、92 時間を要するような手続は事業者コストも小さくないと考えられるところ、報告内容の簡素化など、見直す余地がないのか。

※事業報告書：毎事業年度の経過後 100 日以内に、当該事業年度に係る事業報告書（損益明細表、人件費明細表、固定資産明細表等を作成）を作成・提出

輸送実績報告書：前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までにかかる輸送実績を、5 月 31 日までに作成・提出

3. 厚生労働省

1. 全体として

- ① 3月13日時点で提出いただいた資料では、営業の許可・認可にかかる分野で「行政手続コスト20%削減」が達成されるか、必ずしも明らかではない。例えば、「郵送の推進」など、一歩前進した取組ではあるが、「デジタル・ファースト」の観点からは更なる取組が必要であるとも考えられる。地方公共団体に係る事務を含め、行政手続の簡素化に向け、政府全体の方針を踏まえ、引き続きしっかり取り組むという理解でよいか。

2. 障害者総合支援法

- ② とりわけ、地方公共団体に係る事務では、例えば、障害者総合支援法に係る手続では、「押印による本人確認の見直しや電子申請による手続について、各自治体に検討を要請する」「電子申請に係る仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、指定権者である各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組を推進する」といった、一義的には地方公共団体の取組に任せるような方針も見受けられる。食品衛生法の全国統一でのオンライン申請システムの構築の取組のように、国が主体となって電子化を推進するようなことは考えられないか。

3. 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ③ また、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく「薬局の休廃止等の届出」(1件当たりの作業時間3.0時間、手続件数54,308件)などの諸手続きは、取組として「電子媒体の積極的な活用等」として、電子メールやCD-Rの送付等による提出の推進を地方公共団体に対して依頼する旨が計画されているが、全国で見れば手続件数も少なくないところ、全国統一システムの開発などにつき、検討する余地はないか。

4. 医療法

- ④ 診療所の変更届出(20,598件/年)など、医療法に基づく手続について、
- (1) 29年度分のコスト計測はいつまでに行われるのか(基本計画上は8~9月に実施するとされているが、3月14日現在未提出)。早急の実施されると理解してよいか。
- (2) また、デジタル・ファーストの観点からの取組は、既に実施されている書式のHPからのダウンロード程度のものであるが、地方公共団体の事務であるとはいえ、厚生労働省として取組は考えていないのか。